

郵政民営化の更なる推進に向けた指示等について

指示事項

内閣総理大臣及び総務大臣は、日本郵政株式会社に対して、次の事項を指示する。

- ①金融二社の株式の上場を早期に実施するための具体的措置を検討すること
- ②日本郵政株式会社の自社株式の早期上場及び政府による処分を可能とするための準備を急ぐこと

要請事項

内閣総理大臣、郵政民営化担当大臣及び総務大臣は、郵政民営化委員会に対して、ガバナンス面における内部統制システムの確立等、「実施計画の骨格に対する所見」で示された留意事項のフォローアップ等を行うよう要請する。